

# 四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例(素案)の概要について

## ○条例の目的(第1条):

四日市港における、プレジャーボート等のけい留・保管の秩序を確立



- ・公共水域等の利用の適正化及び良好な生活環境の保全を図る
- ・海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資する

## ○定義(第2条)

- ・プレジャーボート(船舶のうち、国・地方公共団体所有船舶、漁船、船舶運航事業・港湾運送事業・内航海運業に供する船舶、作業船を除く)
- ・プレジャーボート等(プレジャーボート、漁船、作業船)

← **本条例に基づき、施設使用許可手続きが必要な船舶**

- ・所有者等(プレジャーボート等の所有者、占有者、使用者)
- ・けい留保管(水面域で常時けい留、陸域で船台等に常時保管)
- ・公共水域等(港湾区域、臨港地区、港湾隣接地域等)
- ・放置等(正当な権利に基づきけい留保管を行う場所以外の場所で直ちに移動できないような状態で放置、又は占有を放棄する意思で廃棄)

← **港湾法第37条の11により禁止される行為**

○港湾管理者の責務(第3条) … 放置艇対策の推進

○プレジャーボート等の所有者等の責務(第4条)

- … けい留保管場所、プレジャーボート等の適正管理  
公共水域等の環境保全、地域住民の生活の安全の確保  
港内の航行ルールの遵守、法令の遵守 など

条例の目的(第1条)を達成するため、港湾管理者と船舶所有者が協力して責務を果たすことが必要

○正当な権利に基づかない船舶のけい留保管の禁止(第5条・第6条)

…物揚場等のけい留施設の使用許可 又は 小型船舶用泊地の使用許可

○使用料の納付(第7条)

← **現行港湾施設条例別表(岸壁、さん橋の項)を適用**

○使用料の返還(第8条)、過怠金(第9条)、延滞金(第10条)

放置等の禁止 = 施設使用許可手続き(正当な権利)が必要

○使用許可を受けた権利の譲渡、担保提供、転貸の禁止(第11条)

○包括承継の場合に限って地位の承継を認める(第12条)

○違反行為等があれば使用許可の取消し(第13条)

限りあるけい留施設に対して、許可対象船舶数が過剰である実態を踏まえ、適正なけい留保管体制を実現するため、承継を包括承継に限る等により、対象船舶数を減少に導くことが必要

○広報啓発(第14条)、助言(第15条)、指導(第16条)

○正当な権利に基づかない船舶のけい留保管に対し

→ **行政代執行法に基づく「行政代執行」(第17条・第18条)**

→ **港湾法に基づく、いわゆる「簡易代執行」(第19条)**

○立入調査(第20条)

条例の目的(第1条)を達成するため、港湾管理者の責務として、代執行を実施

○委任(第21条) … 詳細を規則に委任